

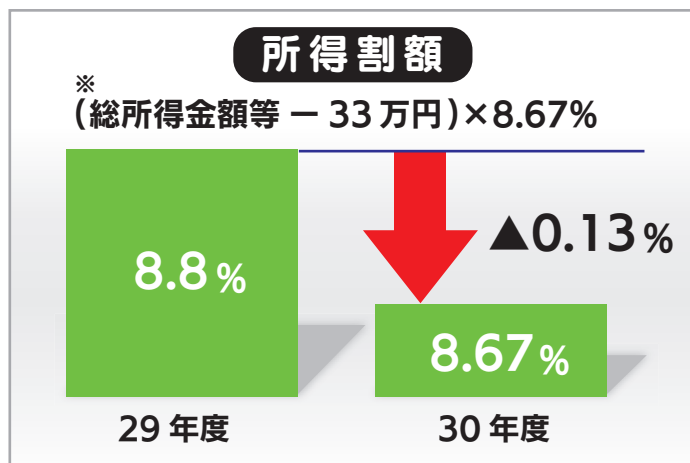
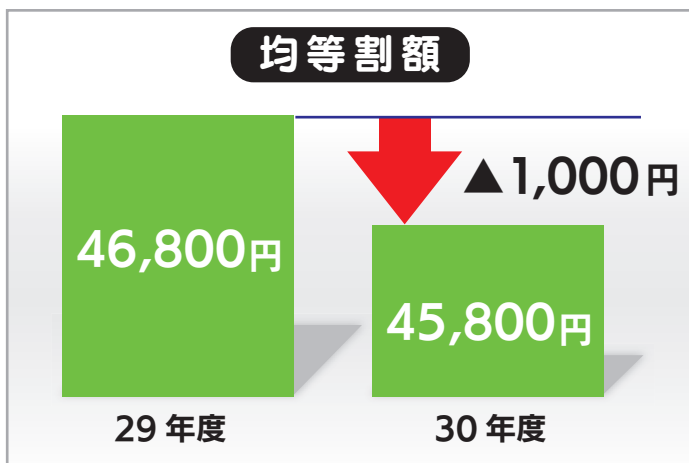
平成30・31年度

保険料率が変わります

保険料率

均等割 45,800 円、所得割 8.67%

●年間保険料額 (賦課限度額 62 万円) = 均等割額 + 所得割額

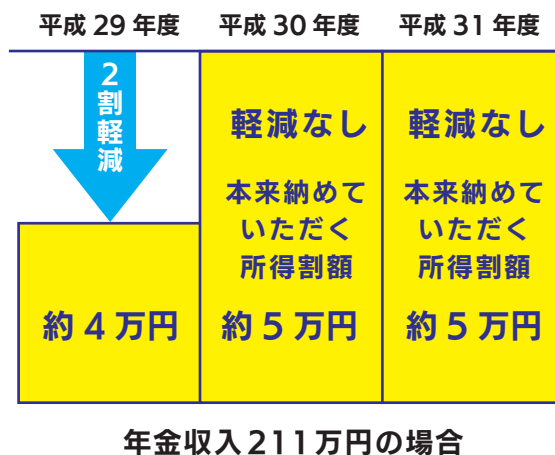
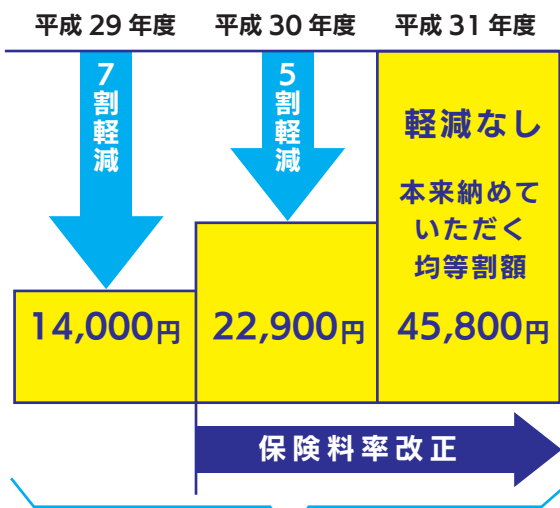


※総所得金額等：総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの所得や、退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

< 保険料軽減特例見直しの影響 >

●会社の健康保険などの被扶養者だった方の均等割

●年金収入 153 ～ 211 万円の被保険者の所得割



※平成 31 年度からは、加入後 2 年間は 5 割軽減で、それ以降の軽減措置はなくなります。
※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9 割、8.5 割軽減）が受けられます。

前年度と同じ所得でも

年間保険料が上がる方がおられます！

- 1 会社の健康保険などの被扶養者だった方（元被扶養者）
均等割額の7割軽減が ➡ 5割軽減に変更されます。
年間保険料14,000円 ➡ 22,900円（8,900円増）
- 2 上記以外の方で、（総所得金額等－33万円）が58万円以下、年金収入の場合は211万円以下の被保険者の方
所得割額の2割軽減が ➡ 廃止されます。
- 3 所得が約695万円以上の方
保険料賦課限度額が57万円 ➡ 62万円に変更されます。

保険料の均等割額が軽減される所得の範囲が広がりました！

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円 以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 （公的年金等控除額は80万円として計算）	9割	4,500円
	上記以外の場合	8.5割	6,800円
33万円+（27.5万円 × 被保険者数）以下の場合 （前年度）27万円		5割	22,900円
33万円+（50万円 × 被保険者数）以下の場合 （前年度）49万円		2割	36,600円

※軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を引いた額で軽減判定します。

